

## 広島県立特別支援学校スクールバスの運行に係り発生した事案について

### 1 要旨

令和7年2月18日（火）に県内の県立特別支援学校1校で運行しているスクールバスの下校便において、運行を委託しているバス会社が、高等部の生徒1名を本来降車すべきバス停で降車させず、50メートル程度先の地点で、保護者等に引き渡すことなく降車させた。

また、翌日の2月19日（水）に、同じコースの同じバスの下校便において、バス停（上記バス停とは別のバス停）から発車した際に、児童生徒9名が乗車している状態で、左後方のボディ及びバンパーを街路灯に接触させた。

さらに2月21日（金）に、同じバス会社が運行している別のコースの下校便において、中学部の生徒1名の保護者等がバス停へ迎えに来ていなかったが、そのことを確認しないまま、バス停で当該生徒を降車させ、出発予定時刻前にバスを発車させた。

### 2 事案発生後の児童生徒等の状況

#### ・2月18日（火）の事案

当該生徒は、本来降車すべきバス停付近で保護者等と合流した。

#### ・2月19日（水）の事案

バスの安全確認後、運行を再開し、乗車していた全ての児童生徒は、所定のバス停で降車し、保護者等と合流した。

#### ・2月21日（金）の事案

当該生徒は保護者等が到着するまで、同じバス停を利用する別の生徒の保護者等が付き添い、その後に保護者等と合流した。

いずれの事案においても、現時点で、関係する児童生徒に当該事案による怪我や体調不良等は確認されていない。

### 3 今後の対応

県教育委員会においては、県立特別支援学校のスクールバスの運行を委託している全てのバス会社に対して、本日3月4日付けで、スクールバスの乗降車時等の確認について通知し、注意喚起を行い、改めて再発防止の徹底に努める。

また、当該バス会社に対しては、幼児児童生徒の乗降車時に名簿等による人数確認等を確実に行うこと、安全なスクールバスの運行について運転手及び添乗員への指導を徹底することを指示しており、これらの再発防止策が確実に実施されているかを県教育委員会においても確認する。